

香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年3月27日

告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併処理浄化槽の設置促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 処理対象人員が10人以下のし尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、次に掲げる機能を有するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下のもの
 - イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合するもの
 - ウ 放流水の総窒素濃度が20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下又は放流水の総磷濃度が1ミリグラム／リットル（日間平均値）以下のもの
- (3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が10ミリグラム／リットル以下の機能を有するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結して、し尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備をいう。
- (5) 放流先のない場合の処理装置 千葉県知事より放流先がない場合の処理方

式として認定されているものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次の各号に掲げる浄化槽の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

(1) 合併処理浄化槽 補助対象地域は、市内全域とする。ただし、次号に掲げる地域は、補助対象地域から除くものとする。

(2) 高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 補助対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

ア 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境庁告示第27号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

イ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する区域は、補助対象地域から除くものとする。

(1) 下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）内の供用開始区域及び下水道の整備がおおむね7年以内に確実に見込まれる地域

(2) 香取市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年香取市条例第149号）第2条に規定する処理区域及び農業集落排水事業の実施が確実に見込まれる区域

(3) 香取市地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成30年香取市条例第29号）第2条に規定する処理区域及び地域汚水処理事業の実施が確実に見込まれる区域

(補助対象者)

第4条 市長は、補助対象地域内において、自己の居住の用に供する住宅（併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上を自己の居住に供するものであること。）に合併処理浄化槽又は高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽等」という。）を申請年度に設置する者に対して、予算の範囲内で補

助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに合併処理浄化槽等を設置する者

(2) 住宅等を賃貸借している者

(3) 本市の市税を滞納している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽等の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1に定める額を限度とする。

2 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から、合併処理浄化槽等に転換するものについては、前項に定める限度額に、別表第2に定める額を加えた額を限度とする。

3 合併処理浄化槽等の設置に伴い、併せて放流先のない場合の処理装置を設置するときの補助金額は、処理装置の設置に要した費用の3分の1以内とし、前各項に規定する限度額に別表第3に定める額を加えた額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第2項に規定する日数を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し

(2) 市税の納税証明書

(3) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図

(4) 工事請負契約書の写し及び見積書の写し

(5) 浄化槽の構造図

(6) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)

(7) 保証登録証

(8) 貸主の承諾書（借地の場合）

(9) 放流先のない場合の処理装置の設置事業計画を示した書類、概要書等千葉県が指定する図書及びそれに係る見積書の写し（放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第2項の補助を受ける補助対象者は、前項各号に規定する書類に加えて、転換計画書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、速やかに可否を決定し、次の条件を付して合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

(1) 補助対象の合併処理浄化槽等は、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に使用を開始すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める条件

（承認申請）

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止）承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（施工基準）

第9条 合併処理浄化槽等設置工事を行うときは、全国浄化槽推進市町村協議会（平成24年8月22日）が作成した浄化槽施工基準策定マニュアル（案）を遵守して施工すること。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後1箇月又は3月15日のいずれか早い日までに、

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自らが行うことができることを証明する書類及び浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する検査の受検を契約したことを証する書面）
- (2) 施工に係る写真
- (3) 施工結果報告書
- (4) 請求書又は領収書の写し
- (5) 浄化槽法第7条検査申込書の写し及び払込票兼受領証の写し
- (6) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面（別記第7号様式）
- (7) 放流先のない場合の処理装置施工結果報告書及び管理方法を明らかにする書面（放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第5条第2項の補助を受ける補助事業者は、前項に規定した書類に加えて、転換結果報告書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、必要な審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の確定通知を受けた者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 浄化槽法第7条及び第11条の検査を受けないとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(状況の確認)

第15条 市長は、補助事業の適正を図るため、合併処理浄化槽等の設置工事の状況を確認することができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年佐原市告示第20号）、小見川町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成2年小見川町告示第4号）、山田町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成5年山田町告示第20号）又は栗源町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年栗源町告示第11号）に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第5条）

浄化槽の種類	人槽	限度額
合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
高度窒素除去能力 を有する高度処理 型合併処理浄化槽	5人槽	674,000円
	6～7人槽	770,000円
	8～10人槽	923,000円

別表第2（第5条）

種類	限度額
単独処理浄化槽の撤去	180,000円
単独処理浄化槽の宅内配管工事費※	120,000円
汲取り便槽の撤去※	120,000円
汲取り便槽の宅内配管工事費※	120,000円

※既存住宅の建て替え・増築等を伴うものを除く。

別表第3（第5条）

種類	限度額
放流先のない場合の処理装置の設置	120,000円